



令和4年

春の全国交通安全運動 実施要綱

優しいマナーと思いやりの運転県おおいた

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民をとりまく交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として全国一斉に展開されるものです。

2 期間

令和4年4月6日（水）～4月15日（金）までの10日間

【一斉行動日】

4月6日（水）、15日（金）

【交通事故死ゼロを目指す日】

4月10日（日）

【開始・出発式】

4月6日（水）

県庁で実施予定



3 運動の重点（裏面参照）



- ① 子供を始めとする歩行者の安全確保
- ② 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

4 運動の実施要領（市町村、関係機関・団体）

- (1) それぞれの機関・団体が連携を密にして推進体制を確立するとともに、具体的な実施計画を策定すること。
- (2) 組織の特性・実情に応じて、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、交通安全啓発の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開し、又は支援すること。
また、放送設備やオンライン会議システム等を活用した対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れること。
- (3) マスメディア、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用し、世代や職業等対象者に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。特に、交通安全教育の動画による配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開すること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮を行うこと。
- (5) 各機関・団体及び県・市町村は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努める。
- (6) 本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う交通行動の変化を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めること。

大分県交通安全推進協議会

① 子供を始めとする歩行者の安全確保

○ 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ・歩行者は、自分の安全のために、左右の安全確認をして横断歩道を渡る、信号を守るなど、交通ルールを守りましょう
- ・横断するときは、手を上げる・差し出す、ドライバーに顔を向けるなど横断の意思をドライバーに伝えましょう
- ・高齢者自身が、加齢等による身体機能の変化を理解し、安全な行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう



○ 歩行者の安全の確保

- ・新入生など、通学に慣れない子供たちの見守り活動を推進しましょう
- ・反射材等の効果について理解を深め、積極的に使用しましょう

② 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

○ 横断歩道でのマナーアップ推進 ～横断歩道は歩行者優先～

- ・歩行者や他の車両に対して、優しいマナーと思いやりの気持ちを持った運転に努めましょう
- ・横断歩道では歩行者を優先し、横断しようとしている歩行者がいる場合は必ず一時停止をしましょう



○ 飲酒運転の根絶 ～飲んだらのれん～

- ・「飲酒運転を絶対にしない・させない・許さない」運転者教育を推進しましょう
- ・ハンドルキーパー運動の周知や公共交通機関の利用を促進しましょう
- ・事業所等では運行前にアルコール検知器を活用した点検を行いましょう

○ 危険な妨害（あおり）運転の禁止

- ・幅寄せ・割り込み・車間距離不保持等の「あおり運転」は、重大事故につながる極めて危険な行為で、厳しく処罰されます！



○ 高齢運転者の交通事故防止

- ・加齢等に伴う身体機能の変化（認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰え等）が運転に及ぼす影響について理解を深めましょう
- ・運転に不安のある運転者等の安全運転相談窓口を活用しましょう

○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ・後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用は法律で義務化されています！
- ・子供たちを守るため、チャイルドシートは正しく着用しましょう

③ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

○ 大分県自転車条例を守りましょう！

☆ 自転車の交通ルール・マナーの遵守

- ・「自転車安全利用五則」を守りましょう

☆ 反射材と被害軽減器具の使用（努力義務）

- ・暗い時間帯は反射材を使用しましょう
- ・自転車に乗るときは、ヘルメット・帽子・手袋など、交通事故の被害を軽減する器具を使用しましょう

☆ 自転車保険への加入（義務）

- ・事故の被害者を守る保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入しましょう！

※自転車保険等は現在加入している保険で対応していることもあります。確認には右のQRコードのリンク先フローチャートもご活用ください。

○ 自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用



大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3062

※一斉行動日等の活動については、各加盟団体（交通安全協会各支部等）にお問合せ下さい